

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 29 日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2012

課題番号：22720238

研究課題名（和文） 明治太政官における同時代史編纂の史学史的・記録管理史的研究

研究課題名（英文） A study of the compilation of the contemporary history in Meiji Dajokan -From the view point of historiography and archival history

研究代表者 松澤 裕作 (MATSUZAWA YUSAKU)

専修大学・経済学部・准教授

研究者番号：20361652

研究成果の概要（和文）：

明治政府が行なった同時代史編纂、つまり、明治維新や西南戦争、あるいは政府自身の事績をまとめた編纂物について、太政官修史部局が担当した三つの編纂物（「明治史要」「征西始末」「府県史料」）について、その編纂経緯や編纂過程を明らかにし、またその背景となった歴史意識のあり方について考察を加えた。その結果、歴史記述のスタイルをめぐる対立的な構想が存在していたことが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

In this research I examined the compilation of the contemporary history of Meiji Government, especially three books (*Meiji Shiyo*, *Seisei Simatsu*, and *Huken Shiryo*), which were compiled by the Department of Historiography of Dajokan, and showed backgrounds and possesses of the compilation. As a result, it was found that there were some oppositional views over the style of historiography in early Meiji period.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：歴史認識・記録管理

1. 研究開始当初の背景

明治太政官による修史事業が近代日本の歴史学の生成において出発点的位置を有することは広く知られていたところであるが、その修史事業の少なからぬ部分を、その当時から見て直近の過去や、現に進行しつつあった事件の記録の編纂、すなわち同時代史の編纂が占めていたことの意味は十分に検討されてきてはいなかった。一方、公文書管理や

公文書の様式・機能をめぐる研究は活況を呈しており、相互に密接に関連すると思われる両者を媒介することには史学史・記録管理史の双方にとって重要と考えられた。

2. 研究の目的

以下の二点を目的とした。

(1) 修史部局の公文書および編纂材料を分析し、同時代史編纂物がどのような情報源

をもとに編纂されていたのかを明らかにする。

(2) 同時代史編纂物がいかなる意図をもって編纂されていたのかを明らかにする。

3. 研究の方法

素材とした史料としては、第一に、太政官所部局および県庁の公文書、第二に、太政官修史部局に所属していた歴史家の歴史論、の二つを扱った。

(1) 公文書の検討

東京大学史料編纂所に架蔵されていたかつての編纂材料にくわえ、同所において未整理状態に置かれていた修史局・修史館の公文書を整理し、これを研究の素材とした。また、国立公文書館に所蔵されている「公文録」をはじめとする公文書のなかから、修史部局と太政官内閣の文書授受についても検討を加えた。

また、明治太政官の同時代史編纂のなかには府県の行政の記録、いわゆる「府県史料」が含まれることから、複数の県庁文書を検討し、当該県庁と中央政府太政官修史部局との情報授受関係を検討した。対象としたのは、長崎県庁、山口県庁、新潟県庁、長野県庁の四県庁である。

(2) 歴史家の歴史論の検討

明治太政官修史部局において重要な地位を占めた重野安繹および久米邦武の歴史論について、当時両者が『史学会雑誌』『東京学士会雑誌』等に発表した論説や、彼らが修史部局内において編纂方針として執筆した文書等を検討した。また、重野および久米と対抗的關係にあった川田剛の歴史論も検討対象とする一方、川田グループの一員であった依田学海の日記『学海日録』を精査し、川田グループと重野グループの対立の構造についても検討を加えた。

4. 研究成果

以下の諸点を明らかにした。

(1) 明治太政官修史部局の残した公文書である修史局・修史館文書の全貌およびその内部構造について、目録化を通じて明らかにした。その中核をなす簿冊群は修史局と太政官他部局、他省、府県との往復書類であることが判明した。

同文書群は単に史学史研究の素材となり得るのみならず、太政官文書研究の素材ともなりうるものであり、たとえば「官中各科合議書」と題された簿冊には、太政官内部部局における文書管理、決済のあり方について、国立公文書館所蔵の史料のみからはうかがえない決済のレベル（大臣・参議の決済を要しないレベル）が存在していたことが判明し

た。また、「正院記録課書目」と題された簿冊に記載される公文書簿冊名が、今日、国立公文書館所蔵の「雑種公文」とほぼ一致することが判明し、明治6年5月以前の火災にさかのぼる数少ない現存公文書である「雑種公文」が残存していた理由が、火災を免れた紅葉山文庫所在文書であったからことが明らかとなった。このことは、明治6年火災以前の太政官文書の管理形態の一端を示すものである。

また、修史局・修史館文書には、部局管理公文書以外のサブシリーズが含まれ、長松幹歴史課長の手元文書や繕写生鈴木円二の手元文書が含まれることも明らかとなった。そのなかには、明治20年11月2日 重野安繹の久米邦武宛書簡が含まれ、これは当時鹿児島に保管してあった島津家文書の閲覧を久米に許可するよう、在京の重野が旧主島津家に依頼したが拒否されたという顛末が記されたものであって、島津家文書の伝来上も、重野と島津家の関係という点からも興味深いものであった。

なお、本文書群は、現在東京大学史料編纂所図書部において公開の準備が進められている。

また、すでに整理済であった修史局・修史館の日記・官員履歴類についてはデジタル撮影を行い、東京大学史料編纂所所蔵史料データベースより閲覧可能な状態となっている。

(2) 同時代史編纂物のうち、明治10年の西南戦争の記録として、明治11年から編纂を開始した「征西始末」について、その編纂材料の全体像と、編纂の経緯を明らかにした。その結果は下記の通りである。

同書の編纂は当初太政官書記官が担当することを予定されていたが、「明治史中一要部」であるという太政官書記官側の主張によって修史館の担当となった。すなわち、直近の事件である西南戦争を扱う編纂物が、公文書管理、当時の用語でいえば「記録」を扱う書記官局と、歴史編纂、当時の用語でいえば「修史」を扱う修史局のいずれに属するのかについては明瞭な基準は存在していなかった。

その結果として、修史館による「征西始末」編纂は、他省・部局の公文書管理と交錯する形で進められることになった。一部に公文書原本を借用し、そのまま返却していない例が見られることはその端的な表れである。つまり、「修史」と「記録」の未分離と交錯は、「記録」のライフサイクルを断ち切って「修史」が優先されるという事態を発生させていた。そればかりでなく、陸海軍はそれぞれ独自に戦史編纂を進めており、修史館に対して公文書を提供することを拒否した。「修史」と「記録」の関係のみならず、政府部局内に複数の

「修史」事業が存在することも事態を複雑なものとしたのである。

一方、修史館の指導的歴史家である重野安繹は、「征西始末」を、単なる編年体歴史書ではなく、西洋史書に学んだナラティブな歴史記述とする意欲を有していた。この意欲は編纂過程における編纂方針の大きな変更を発生させた。研究代表者は、史料編纂所に所蔵されている「征西始末」稿本を精査し、これを、「稿本 A」「稿本 B」「稿本 C」「稿本 D」「最終稿本」の諸段階を経たものと確定し、事実命題の集積から歴史書を編成しようとした稿本 B までの段階と、これをより叙述的な体裁に変更しようとした稿本 C 以降に断絶があることを明らかにした。「征西始末」自体は完成に至らず、この試みは挫折するが、こうした編纂方針の変更と重野の意欲の背景には、在英の末松謙澄の意見が影響をあたえたものと考えられ、また叙述的歴史と事実命題の集積を目指す編纂方針との対立は、重野安繹と川田剛の主導権争いにつながるものと位置付けた。

(3) 上記のように重野安繹が修史事業において果たした役割の重要性から、重野および重野と並び称される歴史家である久米邦武の歴史論の検討を行った。その結果は以下の通りである。

薩摩藩出身で昌平黌に学んだ重野安繹は、開明的な知的環境および開明派幕臣との交流から、幕末段階で西洋的知への関心を強めていたと思われる。また、薩英戦争と和平交渉の薩摩側全権として対英交渉に臨んだこともその経験として無視しえない。

その重野は、明治 8 年から修史事業に参画することになるが、明治 12 年にはじめて発表された重野の歴史論「国史編纂の方法を論ず」においては、西洋史書がモデルとされ、中国正史および日本史書の編年体的記述が単なる事実の羅列に過ぎないものとして批判されていた。(2) であげた「征西始末」編纂時の方針はこの段階での重野の構想が反映されたものであった。

ところが、歴史書として記述的な正史編纂に批判的であった川田剛一派を追放し、みずからの主導権のもと、正史たる『大日本編年史』の編纂に着手したのちの重野は、膨大な歴史的事実と、従来の歴史書の実事誤認の相次ぐ発見のなかで、むしろその関心を歴史的事実の正確な認識へと移動させてゆく。いわゆる重野の「抹殺論」がこうして誕生する。

一方、佐賀藩出身の久米邦武は、明治 4 年に岩倉使節団に随行し、著名な『米欧回覧実記』を編纂する。この際の情報処理能力の高さが彼を修史部局に配属させたものであったと思われる。

久米にとって歴史研究は、複雑な過去を複

雑なままに認識することによって、身分制社会解体後の複雑さを増す社会に対応する術を身につける手段として、有用性をもつものであった。

重野も久米も、ともに複雑な過去の膨大な事実と向き合い、国家の正史である『大日本編年史』を編纂することにその官吏としてのアイデンティティを見出そうとしたのであったが、結局膨大な事実の集積の前にその社会的有用性を対外的に訴えることに失敗し、結果的に明治 25 年のいわゆる「久米事件」によって帝国大学を追われ、修史事業は中止に追い込まれてゆく。

(4) 同時代史編纂物のひとつに、府県が主として担当し、それを修史部局が総括したいいわゆる「府県史料」が存在する。これは明治初年以来の各県の行政的な事績の集積であるが、この編纂過程や、府県における編纂の実態を解明するため、いくつかの県庁文書の調査を行った。その結果明らかになったことは以下の通りである。

府県史料の編纂は、多くの場合地誌編纂の担当部局と兼担であった。その結果、府県史料編纂と地誌編纂とのどちらかを優先させるかという問題があり、かならずしも府県史料編纂に多くのリソースが咲かれていたわけではなかった。

また、府県史料編纂担当は、府県史料や地誌編纂といった編纂物と直結する作業だけをおこなっていたわけではなく、県庁内での諸調査や、アドホックに中央からの指令にもとづいておこなわれるさまざまな情報収集活動を担当する部署でもあった。たとえば長野県庁では、明治 6 年 12 月の文部省からの指令にもとづき「長野県下温泉取調」という調査をおこなっているが、これは「国史編纂材料」と題された簿冊に綴じられており、府県史料編纂のための材料収集と混交していたことがうかがわれる。このような、さまざまな調査と同時代史編纂のための材料収集の未分離という状態は、中央の修史部局における「記録」と「修史」の未分離と類似の事態であると考えられよう。

(5) 以上をふまえ、明治太政官における同時代史編纂を素描するならば、当初、直近の過去を対象とする同時代史を主たる内容としていた「歴史」が、西洋史書の影響や膨大な史料への直面といった事態の中で、古い過去を主対象とする「正史」編纂へと転換していった過程とかがえられよう。

元来未分離であった「修史」と「記録」の分離が、以上のように「修史」の古い過去への傾注といった形で行われた結果、「記録」の側はその主たる動機を喪失することになった。近代日本におけるアーカイブズの不在

という、しばしば指摘される特質は、こうした歴史的経緯に由来するものと展望されよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

①松澤裕作「明治太政官における同時代史編纂の模索」(『東京大学史料編纂所研究紀要』21、2011年、58～75頁)

[学会発表] (計1件)

①松澤裕作「明治太政官における同時代史編纂の模索」(第50回内務省研究会、2010年10月17日、慶應義塾大学三田キャンパス)

[図書] (計2件)

①松澤裕作「明治政府の同時代史編纂」(箱石大編『戊辰戦争の史料学』(勉誠出版、2013年、169～189頁)

②松澤裕作『重野安繹と久米邦武』(山川出版社、2012年、総85頁)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松澤 裕作 (MATSUZAWA YUSAKU)

専修大学・経済学部・准教授

研究者番号：20361652